

富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、富士川町耐震改修促進計画により国の社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)(平成22年3月26日付国官会第2317号)に基づく木造住宅居住安心支援事業を実施する者に対し、町が予算の範囲内において補助金を交付することについて、富士川町補助金等交付規則(平成22年富士川町規則第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の要件をすべて満たすものとする。

ア 富士川町内に住所を有する個人が所有する木造在来工法(軸組工法・伝統工法)の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの。ただし、所有者と使用者が三親等以内の親族であり、賃貸契約等による使用形態でない者に関しては、この限りではない。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 2階建て以下のもの

エ 延べ面積300平方メートル以下のもの

オ 専用住宅又は併用住宅で住宅部分の面積が過半のもの

カ 長屋及び共同住宅以外のもの

(2) 山梨県木造住宅耐震診断技術者 建築士の資格を有し、次に掲げる講習会のいずれかを修了した者をいう。

ア 国土交通大臣登録耐震診断資格者講習、その他国土交通大臣が同等以上であると認める講習会

イ 山梨県が共催する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習会

(3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧

耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 40 号)の(別添)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

(6) 総合評点 山梨県木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

(7) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅を 1.0 以上に改修する工事をいう。

(8) 建替え工事 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(9) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅を 1.0 以上にする設計をいう。

(10) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(11) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者は、既存木造住宅を所有する者とする。

(補助の対象工事)

第 4 条 既存木造住宅について行う耐震改修工事又は建替え工事を対象とし、建替え工事については、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 建替え後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること。

(2) 建替え後の住宅は、省エネ基準に適合すること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 既存木造住宅について行う耐震改修設計及び耐震改修工事に係る経費

(2) 既存木造住宅について行う建替え工事に係る経費
(補助金の額)

第 6 条 既存木造住宅 1 戸あたりの補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修工事に係る経費以内かつ 143 万 7,500 円を限度とする。

(2) 建替え工事を行う場合にあっては、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施した場合に要する経費相当分と建替え工事に係る経費を比較して低い額以内かつ 143 万 7,500 円を限度とする。

2 前項で定める補助額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 町長は、前条の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第 10 条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金変更承認申請書(様式第 3 号)に別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助対象経費の変更

2 町長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容

を審査し、適当と認めた場合は、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金変更承認通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに富士川町木造住宅居住安心支援事業遅滞等報告書(様式第 5 号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第 6 号)により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第 11 条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、富士川町木造住宅居住安心支援事業の中止(廃止)届(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

(着工の届出)

- 第 12 条 申請者は、工事に着手したときは、着工届(様式第 8 号)に着工の状態が確認できる写真を添付して、町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

- 第 13 条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金完了実績報告書(様式第 9 号)に別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 14 条 町長は、前条第 1 項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付確定通知書(様式第 10 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第 15 条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して 10 日以内に富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金支払請求書(様式第 11 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第 16 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 17 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 18 条 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了又は廃止した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(指導等)

第 19 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するため、申請者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(富士川町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 富士川町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成 22 年富士川町告示第 57 号)

(2) 富士川町木造住宅耐震化建替事業費補助金交付要綱(平成 22 年富士川町告示第 58 号)

(3) 富士川町木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱(平成 24 年富士川町告示第 22 号)

(この告示の失効)

3 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。